

改正

廃止 平成29年3月27日告示第35号

奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心商店街の活性化を推進するため、中心商店街における中小企業者又は組合が事業資金を調達する際、信用保証料の一部又は全部に相当する額について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語の意義は、鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号。以下「融資要綱」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中心商店街 末広町の全部、伊津部町1番、10番、11番及び20番並びに港町7番、8番、12番及び20番の一部
- (2) 保証機関 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第9条に規定する独立行政法人奄美群島振興開発基金をいう。
- (3) 制度資金 融資要綱第3条に規定する中小企業制度資金のうち、保証機関が保証する資金をいう。
- (4) 信用保証料 保証機関が制度資金の保証を行うに当たり徴収する保証料をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件を満たす中小企業者又は組合とする。

- (1) 本市内に主たる事業所を有し、かつ、中心商店街における事業所の用に必要な資金を調達する者又は中心商店街で新たに事業を実施するために必要な資金を調達する者
- (2) 補助金の交付申請を行おうとする会計年度において、この要綱に基づく信用保証料補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、平成23年4月1日から平成34年3月31日までに融資を受けた制度

資金に係る信用保証料とする。この場合において、当該信用保証料が30万円を超える場合にあっては、補助対象の経費は、30万円とする。

(補助対象者の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、取扱金融機関に融資申込みを行う前に、市長に対し、認定申請書（別記第1号様式）を提出し、補助対象者であることの認定を受けることができる。

2 前項の認定は、第7条に規定する補助金の交付決定を予約するものと解してはならない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 信用保証書の写し
- (2) 同意書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、融資に係る信用保証料を一括して納付した後、12月以内に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付の決定及び交付額の確定を行い、申請者に対して奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知書には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知書を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、通知を受けた日から30日以内に、中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条に規定する決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金交付の目的又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、不正に補助金を受給したと認められるとき。

(3) 保証機関による保証条件等の変更により返戻金が発生した場合において、第4条に規定する限度額を超過する補助金が交付されたと認められるとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成34年3月31日限りその効力を失う。ただし、補助金の交付については、この項の本文の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年3月27日告示第35号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

奄美市長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては代表者)

認 定 申 請 書

私は、奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金の交付申請を予定しております。ついては、奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満たす中小企業者又は組合であることの認定を同要綱第5条第1項の規定により申請いたします。

主たる事業所の所在地 _____

資金を利用する事業所の所在地 _____

制度資金の使用使途 (運転資金 設備資金 運転・設備資金)

過年度の本補助金交付の有無 有 (年度) 無

【添付書類】事業所の所在地が確認できる書類

認 定 書

上記の者は、奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付要綱第3条の要件を満たす中小企業者又は組合であることを認定いたします。

年 月 日

奄美市長 印

第2号様式 (第6条関係)

奄美市長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては代表者)

年度奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付申請書

下記のとおり制度資金の融資を受けましたので、奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請いたします。

記

補助金交付申請額 金 円

1 制度資金名	
2 融資額	金 千円
3 保証期間	年 月 日～ 年 月 日
4 納付した保証料額	金 千円

【添付書類】

- 信用保証書の写し
- 同意書（第3号様式）
- その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第6条関係）

同 意 書

年 月 日

奄美市長 殿
独立行政法人
奄美群島振興開発基金
理事長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金を申請するに当たり、下記の事項を確認の上、同意いたします。

記

1 信用保証料の返還について

保証条件等の変更により、既に納付した信用保証料に返戻が生じ、その返戻額が当初保証料額から補助限度額を差し引いた額を超過する場合は、その超過した返戻金について、受領する権利を奄美市のものといたします。

保証料額 : _____ 円

補助限度額 : _____ 円

2 返戻金の請求について

前記信用保証料の返戻が生じた場合については、その超過した返戻金を請求する権利について、奄美市のものといたします。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

奄美市長

印

年度奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付決定
及び交付確定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった 年度奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金については、下記のとおり交付することを決定し、交付額を確定いたしましたので、奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 補助事業の名称 奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金
- 2 交付申請額 金 円
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付確定額 金 円
- 5 決定に際し付した条件

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

奄美市長 殿

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては代表者)

年度奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金請求書

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付け 第 号の 年度奄美市中心商店街活性化資金等信用保証料補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく。

上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振り込み願います。

金融機関名	
本支店名	
預金種目	普通・当座・()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 通帳の写し(口座番号・口座名義の確認できるもの)を添付すること。